

別表第1 (第2条関係)

【ニセコ町総合体育館部分を抜粋】

| 公の施設の名称と区分 | 部屋の名称 | 利用の区分 | 1時間当り基本使用料 | | |
|---------------|-------|-------------------|--------------|---------------|--------|
| | | | 日中 9時～17時 | 夜間 17時～22時 | |
| ニセコ町 総合体育館 | 専用利用 | アリーナ | 全面利用の場合 | 5,250円 | 6,300円 |
| | | | 半面利用の場合 | 2,620円 | 3,150円 |
| | | 格技室 | 全面利用の場合 | 1,830円 | 2,100円 |
| | | | 半面利用の場合 | 780円 | 1,050円 |
| | 多目的室 | | 780円 | 1,050円 | |
| | 個人利用 | アリーナ他 町外者 1人1回 | | 100円 | |

備考

- 1 11月から翌年3月までの夜間は、21時までとする。なお、日中、夜間にまたがる場合は、それぞれの時間数に応じて使用料を徴収する。
- 2 利用時間には、準備及び跡片付けの時間を含むものとする。
- 3 暖房の伴う場合の使用料は、使用料の130パーセントの額（10円未満の端数は切り捨て）を徴収する。
- 4 商業活動のため利用する場合の使用料は、使用料の200パーセントの額を徴収する。
- 5 次の場合は使用料を徴収しない。
 - (1) 町が利用する場合
 - (2) 町内の学校が利用する場合
 - (3) 町内の社会教育関係団体が利用する場合
- 6 半面利用とは、2分の1以下を利用する場合をいう。
- 7 個人利用で町外者とはニセコ町内に住居を有していない者をいう。
- 8 個人利用の町外者で小学生以下の利用者については使用料を徴収しない。
- 9 町外者が専用使用料を支払って利用する場合は、個人使用町外者使用料を徴収しない。
- 10 使用料の徴収が前各項により難しい場合は、別に教育委員会規則で定める。